

《 概要 》

川辺町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（案）
について

【あらまし】

◎ 条例制定の趣旨

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、指定地域密着型サービス事業者の指定に関し、条例で定めることとされた事項について基準を定めるもの

◎ 条例制定の概要

- この条例を制定する趣旨（第1条関係）
- 入所定員について（第2条関係）
- 申請者の資格について（第3条関係）

◎ 条例の施行期日 … 平成25年4月1日

◎ 根拠法令

介護保険法第78条の2、第115条の12

川辺町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとする。

（入所定員）

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

（申請者の資格）

第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。